

はまさに宇和町の歴史そのものと言える。

■町ホームページ開設

平成八年十一月、宇和町の歴史や文化などを載せたホームページがインターネット上に開設された。同ホームページは、宇和町の概要、四季の風景、観光案内、歴史、文化、人物、宇和全図、イベントニュース、リンク集などの内容で構成されており、またアクセス者同士の情報交換の場「なんでもひとこと掲示板」を設け、町に関するあらゆる人の交流拠点としても活用されている。

【宇和町ホームページアドレス】<http://www.islands.ne.jp/uwa/>

三 野村ダム

野村ダムは、水不足に悩む南予二市八町に灌漑用水、水道用水を供給し、併せて洪水調節を図る建設省直轄の多目的ダムで、昭和四十六年度から実質計画調査が開始された。

愛媛県西南部を流れる県下最大の河川肱川は、昭和十八年から洪水が相次ぎ、三十四年には多目的の鹿野川ダムが完成したものの、その治水安全度は決して十分なものとはいえなかった。また、肱川流域外の南予地区海岸部は、平野の少ない段畑地域で大きな河川もないため、毎年のように用水不足に悩まされていた。

このような状況のもと、愛媛県では昭和四十四年一月に南予地域水資源開発推進本部を設置し、県の三大重点施策の一つとして水資源開発に取り組み、その要として野村ダム事業を位置づけた。一方、建設省は昭和四十六

年に野村ダム調査事務所を開設し、野村町、宇和町の両議会に対してダム計画の概要及び実施計画調査の説明を行ない、併せて補償交渉における協力を要請した。

これに対して野村町議会では昭和四十六年十一月に、宇和町議会では四十七年一月にそれぞれ「野村ダム対策特別委員会」を設置して、ダム建設への協力体制を整えた。また、同年二月には、宇和町と野村町の水没者を対象とした、ダム建設計画に関する初めての説明会が実施され、この時点で交渉はすでに立ち入り調査の承認まで進展することになる。さらに、説明会に前後して宇和町では、「野村ダム明間地区対策委員会」、「明間地区野村ダム被害者対策同盟会」が結成され、補償交渉などへの対応を図ることになった。いずれも発足当初は水没反対の姿勢をとっていたものの、被害者対策同盟会会長（山下朝義）の「治水効果への期待」という説得もあって、四十七年八月には用地測量及び物件調査に関する覚書が交換された。

昭和四十九年三月、被害者対策同盟会は臨時総会を開き、補償交渉の取り組みなどについて協議するとともに、交渉委員一六名を選出した。交渉委員は、野村町側の委員一六名に両町の事務局長二名を加え、計三四名で建設省側と損失補償基準の交渉にあたることになった。

昭和五十年三月、「野村ダム建設に伴う損失補償基準に関する協定書」の調印式が、県庁知事会議室で行な



野村ダム

第1章 議会・行財政

われた。調印式には、山下朝義明間地区野村ダム被害者対策同盟会会長、稲葉龍一野村町野村ダム被害者対策協議会会長をはじめ、松本宇和町長、池田野村町長、白石県知事、飯塚建設省四国地方建設局長など計三九名が出席した。

調印された協定書は、昭和四十九年三月に国が提示した「野村ダム建設に伴う損害補償基準」を基にしてさらに折衝作成されたもので、その協定書によると一般補償の概要は次のようになっている。

【対象地域】

・東宇和郡宇和町大字明間

・東宇和郡野村町大字野村、同大字河西、同大字四郎谷

【対象数量】（単位Ⅱ土地はアール・住家は戸・非住家は棟）

	宇和町	野村町	計
田地	八九三	四一〇	一、三〇三
畑地	五五八	五一九	一、〇七七
山林	二、六九七	四、七四七	七、四四四
土宅地	一五九	一〇三	二六二
その他	一五七	一四	一七一
計	四、四六四	五、七九三	一〇、二五七
物住家	四〇	九	四九
建非住家	六三	一七	八〇

【土地取得価格】

等級数	単位	平均単価	三・三平方メートル当り
田地 五	一、〇〇〇平方メートル	一、五五〇、〇〇〇円	五、一〇〇円
畑地 五	一、〇〇〇平方メートル	一、四〇〇、〇〇〇円	四、六〇〇円
山林 四	一、〇〇〇平方メートル	二八〇、〇〇〇円	九〇〇円
宅地 六	一平方メートル	一二、〇〇〇円	三九、六〇〇円

ちなみに一般補償総額は約一九億二、〇〇〇万円、内訳は用地費約一〇億七、〇〇〇万円、家屋補償等約八億五、〇〇〇万円であった。

この協定書の調印がなされたことで、以後、対象地域の住民と国との個別の補償調印は、この取得価格を基にして行なわれることになった。

昭和五十一年四月、「野村ダム建設に伴う公共補償等に関する協定書」の調印が行なわれ、これをもって実質的な補償交渉は終了する。ちなみに過去にダム補償の交渉でこれほど短期間に終了した例はなく、その順調な交渉経緯は全国的にも注目を集めたものである。「同じ南予の人たちのために」という、明間地区の住民をはじめ関係者の崇高な思いこそが、この困難な交渉を短縮させた最大の要因であったことは言うまでもない。

第4節 行政

一方、建設事業自体も順調に進み、昭和四十九年七月には水特法によるダム指定を受け、十一月に水源地域が指定され、十二月に水特法に基づく整備計画が決定している。本体工事は昭和四十九年三月に着工し、五十三年三月にはダム本体の初打設、十一月には定礎式が行なわれ、五十五年十二月から試験貯水を開始。翌五十六年十一月に竣工式が行なわれ、五十七年三月に野村ダム建設事業は完成した。竣工式の一月前の十月には「野村ダム

植樹祭」も行なわれ、ダム周辺の豊かな自然を生かし憩いの場にしようと、明間多目的研修センター周辺やダム湖となる宇和川沿いに八重桜の苗木三五〇本が植えられた。

またこの間、昭和五十一年三月には、野村ダムの水を南予二市八町へ送る基幹水路、吉田導水路建設工事に伴う覚書の交換が中国四国農政局と吉田導水路対策委員会の間で行なわれた。吉田導水路は、明間の文治ヶ駄場から北宇和郡吉田町大河内までつながる約六・四キロの導水トンネルで、明間地区では昔から観音水の湧き水を灌漑用水、生活用水として利用してきただけに、「工事によって漏水するのではないか」「灌漑用の溪流などにも影響が出るのではないか」という不安の声が多かった。覚書は、そうした住民の不安解消に努めるとともに、工事施行に万全を期すことなどを明記して作成されたが、実際に工事中に漏水事故が発生し関係住民の不安を呼んだ。

さらには、ダム工事の一環としての貯水池周辺の環境整備や、水特法による整備事業も精力的に進められた。ダムサイト周辺に四カ所の公園が整備されたほか、野村町で治水、道路に関する四事業が、宇和町では道路、林道、教育施設などに関する七事業が実施されている。

中でも水特法による整備事業のうち、最も大きな比重を占める道路工事においては、特に地域の主要幹線である県道宇和野村線、大洲城川線の整備に重点が置かれた。両線とも貯水池付近では水没前までカーブが多く幅員も狭いものであったが、整備事業により幅員の拡張及びトンネルと橋梁の建設による道路の直線化が図られ、地域間交通の時間短縮に対して大きな効果をもたらすことになった。

●野村ダム建設事業概要

〔ダムの目的〕

① 洪水調節

野村ダム地点における計画高水流量毎秒一、三〇〇立方メートルのうち、毎秒三〇〇立方メートルの洪水調節を行ない、既設の鹿野川ダムの洪水調節と併せて下流の洪水流量を低減させ、被害を軽減する。

② 利用補給

野村ダム下流の既得用水及び洪水調節に支障を与えないようにして、次の目的のための利水補給（分水）を行なう。

灌漑用水 宇和島市、八幡浜市など二市七町のみかん畑約五、六七〇ヘクタールに年間最大二、七八〇万立方メートルの灌漑用水を補給する。

水道用水 宇和島市、八幡浜市など二市八町（給水人口約一六万人）に一日最大四万二、三〇〇立方メートル（毎秒）、年間八九万立方メートルの水道用水を供給する。

〔施設概要〕

重力式コンクリートダム・堤高六〇メートル・堤頂高三〇〇メートル（県下のダムで第一位）・総貯水容量一、六〇〇万立方メートル・湛水面積〇・九五平方キロメートル・総事業費約二八六億円

〔水没補償〕

野村町分を含めて最終的な水没補償は次のとおりとなった。

① 一般補償（単位Ⅱ土地はアール・住家は戸・非住家は棟）

田 地		計	
宇和町	野村町	宇和町	野村町
七二二	二九〇	一、〇二二	

地畑地	三九三	六二六	一、〇一九
山林	二、四三一	五、七〇四	八、一三五
土宅地	一五五	九八	三五三
その他	五一六	二六七	七八三
計	四、〇七二	六、九八五	一一、一九二
物住家	四〇	九	四九
建非住家	六二	一四	七六

② 公共補償

・県道

宇和―野村線 延長五・九キロメートル・橋梁二・トンネル三
大州―野村線 延長一・七キロメートル・橋梁一

・町道

宇和町 五カ所四・五キロメートル・橋梁五

野村町 六カ所三・三キロメートル・橋梁一

・その他

宇和町 小学校・保育園・公会堂

野村町 農業用水施設・町営水道・プール

③ 特殊補償

漁業権一・鉱業探掘権二・野村発電所（廃止）一・肱川発電所（減電）一

④ 関連事業・その他

・南予地区国営土地改良事業（農林省）及び水道事業（南予水道企業団）として、取水塔（明間）や水路（吉田導水路など四水路、延長計一五一・八キロ）などが建設された

・ダムサイトには鉄筋コンクリート三階建て野村ダム管理所を設け、ダム管理に必要な情報はすべて同管理所内の操作室で集中コントロールする

・建設省では初めてのダム管理用の水力発電設備が設置された

三 四国横断自動車道

四国における高速自動車道の事業計画は、四国縦貫自動車道（徳島―川之江―西条―松山―大洲）と、四国横断自動車道（阿南―高松―川之江―高知―中村―大洲）の二つがある。このうち平成元年二月に基本計画路線となった宇和町―大洲市間は、四国横断自動車道に属する。

四国縦貫自動車道は全長二二三キロで、そのうち県内を走るのは川之江市―大洲市間の一三三・四キロである。一方、四国横断自動車道は、この四国縦貫自動車道と接続して四国を「8の字」で連結する延長四四一キロの国土開発幹線自動車道である。本州四国連絡道路と一体となって瀬戸内海側と太平洋側の地域を結ぶこの幹線自動車道は、輸送時間の短縮や一般道路の混雑緩和はもちろん、四国の産業、経済、文化の発展に重要な役割を果たすものとして期待されている。例えば宇和町―松山市間が高速道路で結ばれた場合、所要時間は車で一時間足らずと現在の約六割に短縮されることになる。

また高速道路の開通は、時間の短縮のみならず、町の生活や産業にさまざまな変化をもたらすことになる。宇和町では現在、第一次産業の衰退、人口の減少、工業誘致、商店街の活性化、観光客の受け入れ体制などの問題を抱えているが、今後は人の流れや物流を一変させる高速道路の開通を見通した、具体的な町づくり構想が必要となってくるだろう。

平成二年六月、建設省は四国横断自動車道における環境アセスメント（環境影響評価）の手続きを始める区間を発表した。これは翌年の国土開発幹線自動車道整備審議会で、新たに整備計画路線への格上げを前提としたもので、宇和町―大洲市区間はこれに選ばれ環境アセスメントが実施された。また、それに先立ち建設省は、平成元年一月から同区間について環境影響評価準備書を作成、高速道路建設によって影響があると考えられる項目について調査・予測・評価を行なった。ちなみに調査項目は、大気汚染・水質汚濁・騒音・動物の四項目。予測条件として①平成二十二年を目安とする、②将来交通量は宇和IC（仮称）―大洲南IC（仮称）区間、一日の交通量一万四、二〇〇台で、平均走行速度は毎時八〇キロとした。

そして平成三年十二月、同区間は予定通り整備計画路線へ格上げとなり、宇和町は本格的な高速道路時代を迎えることになったのである。

計画によれば、宇和町―大洲市間は、宇和町稲生から大洲市北只までの約一五キロで、宇和ICから岩瀬川と県道鳥坂宇和線に沿って北上し、田野中から長いトンネルで大洲市に入ることになる。用地は四車線分を買収するが、暫定二車線で供用し、設計速度は八〇キロ。区間のほとんどが山岳部になるため、トンネルや橋などの構造物の比率が約四割に達する予定。

平成七年十二月、宇和町―大洲市間で初めてとなる中心杭打ち式が行なわれた。その後同区間は、設計協議、幅杭設置、用地買収を経て十年九月から（田野中工区より）工事に着工。また、宇和町と宇和島市を結ぶ宇和町―三間町間についても、平成十年四月に施行命令、同月実施計画認可、同年六月路線発表、十一年二月中心杭打ち式と、順調に建設計画が進められている。

第4節 交通

●高速道路建設のプロセス（日付は宇和町―大洲市間）
 予定路線―基本計画（元年二月二十七日）↓整備計画（三年十二月三日）↓調査開始指示（三年十二月十二

日) ↓調査 ↓施行命令 (五年十一月十九日) ↓実施計画 (五年十二月二十日) ↓路線発表 (六年十一月三十日)
 日) ↓中心杭打ち式 (七年十二月十八日) ↓測量・調査設計協議 ↓幅杭設置 ↓用地買収 (九年) ↓十一年二月七日)
 日) ↓工事着工 (十年九月二日) ↓工事完成 ↓供用開始